町会・自治会・町内会のための個人情報保護の手引



個人情報ってなに?

個人情報とは、氏名や生年月日、住所、電話番号など「その人が誰なのか分かる」情報のことです。

町会・自治会・町内会も個人情報保護法の対象になるの?

平成27年9月に公布された改正個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行され、5,000人以下の団体にも法が適用されることになりました。町会・自治会・町内会も法律の対象になりますので、個人情報を適切に管理し、上手に活用しましょう。

令和元年2月 ふじみ野市自治組織連合会

個人情報の管理



これだけは守ろう 4つの基本ルール



① 勝手に使わない

- ・利用目的を決めて、その範囲内で利用する。
- ・利用目的を本人に通知、または公表する。

② なくさない!漏らさない!

- なくしたり、漏らしたりしないよう に安全に管理する。
- ・会員や委託先にも安全管理を徹底す る。

③ 勝手に人に渡さない

- 第三者に提供するときは、あらかじ め本人から同意を得る。
- ・本人以外に提供した場合は、内容を 記録する。

④ 問合せには適切に対応する

- 本人からの開示の請求などには対応 する。
- •苦情などには適切・迅速に対応する。

名簿等の取扱い ここに注意!

1 個人情報を集める前

利用目的をあらかじめ具体的に決めましょう。(例として、会費を集めるため、行事案内のため、災害時の支援活動のためなど)

次に、目的に沿って、名簿に必要な個人情報の内容(誰の、どんな個人情報が必要か)の検討をします。

また、作成した名簿を誰が管理するのか、どのように保管するのかなど、 管理のルールを決めましょう。

2 集める時

利用目的を本人に伝えましょう。また、利用目的や内容について、総会資料や回覧などで年に1回程度は周知を行うようにしましょう。



3 利用する時

利用目的以外に使用しないようにしましょう。

もし、利用目的以外のことに利用する場合は、改めて本人の同意を得る必要 があります。

4 第三者に提供する時

提供する前に、あらかじめ本人の同意を得ましょう。

※ ただし、以下のように同意を得なくても提供できる場合があります。 (主なもの)

・法令に基づく場合

(例) 警察からの照会など

人の生命・財産を守る場合 (例)災害発生時の安否確認など

5 保管する時

個人情報が記載された書類や電子データなどは鍵のかかる引き出しに管理 し、パソコンで取り扱う場合は、電子ファイルにパスワードをかけ、ウイルス 感染対策にセキュリティソフトを使用するなど、盗難や紛失がないよう安全に 管理しましょう。

退会などで不要になった会員名簿は、速やかにシュレッダーにかけるなど、 適正に管理してください。

名簿の配付先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を 呼びかけることも重要です。

6 取扱いに関する苦情が寄せられた時

本人からの個人情報の開示・訂正・追加・削除の要望には 適切に応じましょう。

苦情の受付窓口や処理手順などについて、あらかじめ 整備しておく必要があります。



★個人情報保護法についてのご相談は下記窓口にお問い合わせください★

(国) 個人情報保護委員会 個人情報保護法相談ダイヤル

Tel: 03-6457-9849

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

※ 詳しい内容については、国の専門機関である「個人情報保護委員会」の ホームページや個人情報保護のガイドライン等をご参照ください。

<u>(自治組織名)</u> 個人情報の取り扱いルール(例)

(令和〇〇年〇月総会議決)

<u>(自治組織名)</u>は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法のルールに基づき、次のとおり定め、適正に取り扱います。

(周知について)

第1 この個人情報の取扱いのルールは、総会資料、回覧等で会員に事前に周知します。

(個人情報の取得について)

第2 当<u>(自治組織名)</u>は「自治組織加入届」等により、個人情報を取得します。 取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号(緊急連絡先)等、必要な範囲内 に限ります。

(利用目的について)

- 第3 当(自治組織名)が保有する個人情報は、次の目的で利用します。
 - (1) 会員名簿の作成のため
 - (2) 敬者祝い事業の対象者を把握するため
 - (3) 災害の緊急時における支援活動に活用するため

※以下必要な項目を追加してください。

(第三者への提供について)

- 第4 収集した個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意なしで第三者には提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命・財産を守る場合
 - (3) 委託先に提供する場合

(管理について)

- 第5 収集した個人情報は、会長又は役員が適正に管理し、退会した会員の情報 など不要となった情報は速やかに廃棄するなど、漏洩や紛失などが起きない ように努めます。
- 2 会員名簿は配付を受けた個々の会員が適正に管理し、営業活動などに利用されることがないようにします。

(苦情の処理)

第6 会長は、当(自治組織名)の個人情報の取扱いについて、苦情があった場合は、適正かつ迅速な対応に努めます。